平成２４年（フ）第３８６号
山梨県南アルプス市野牛島2593番地　サニーコートＡ―101
債務者　岡嶋　奈美（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６５号
山梨県富士吉田市下吉田４丁目19番24号
債務者　白須　幸哉
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第６７号
山梨県都留市小形山58番地９
債務者　稲葉　　昭
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第１３８号
長野県東御市海善寺854番地90　市営住宅日向が丘団地２号
債務者　塚田　梨香
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第２４１号
岐阜県本巣市曽井中島26番地８
債務者　長田　瞭子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第５１０号
兵庫県加古郡播磨町北本荘１丁目３番11号
債務者　金子　　保
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５１１号
兵庫県加古郡播磨町北本荘１丁目３番11号
債務者　金子　恵子
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５１５号
兵庫県姫路市飯田２丁目190番地　金山荘６号
債務者　松本　勝幸
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１２８号
鳥取県鳥取市河原町長瀬73番地12
債務者　上田　将宏
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８３号
鳥取県米子市旗ヶ崎６丁目12番25―101号
債務者　横山　　実
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１６３号
鳥取県米子市博労町３丁目118番地
債務者　釜谷　隆之
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第９５６号
広島市安佐南区安東４丁目39番７号
債務者　森光　集子（旧姓若城）
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０３９号
広島市西区鈴が峰町29番４―703号
債務者　下田　　誠
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０５４号
広島県廿日市市串戸１丁目９番46―401号
債務者　土居　憲治
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１０２号
広島市安佐北区落合南４丁目15番32号
債務者　板倉　清美
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２７号
愛媛県西条市朔日市595番地１、前住所愛媛県西条市神拝乙155番地20
債務者　淺木　章仁
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第１３４号
愛媛県新居浜市宮西町１番132号、前住所愛媛県新居浜市大生院913番地の13、前々住所高知県高知市比島町３丁目７―５―68
債務者　東　　聖也
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第１０７号
愛媛県今治市別名95―４　阿部ハイツ102号、住民票上の住所松山市溝辺町302番地、前住所愛媛県今治市伯方町伊方甲588番地、前々住所松山市勝岡町90番地６
債務者　吉本　るみ（旧姓多田）
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
松山地方裁判所今治支部